

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示

- 青少年に有益な興行の推奨(三三二一・県民文化政策課)……………1
- 青少年に有害な図書類の指定(三三三二・県民文化政策課)……………1
- 青少年に有害な興行の指定(三三三三・県民文化政策課)……………1
- 平成二十一年度職業訓練指導員試験の実施(三三四・雇用労働政策課)……………1
- 道路区域の変更(三三五・北秋田地域振興局建設部)……………5
- 開発行為に関する工事の完了(三三三六・由利地域振興局建設部)……………5

公告

- 秋田県新財務会計システム構築に係る企画提案書の提出(情報企画課)……………5
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)……………7
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………7

告 示

秋田県告示第三百三十一号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第五条の二第一項の規定により、次の映画を優良な興行として推奨し、平成二十一年七月十七日から施行する。
 平成二十一年七月十七日

秋田県知事 佐竹 敬久

映画

推奨番号	題 名	発行所	推 奨 理 由
四	ブタがいた日活	人間としての愛情を豊かに育	

教室

て、生命を尊重する内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。

秋田県告示第三百三十二号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成二十一年七月十七日から施行する。
 平成二十一年七月十七日

秋田県知事 佐竹 敬久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	指定理由
一〇五八二	遊名人 7月号	アンチメディア	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇六八三	AKIITA DE Night 7月号	月刊アキタでナイト編集部	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五八四	コミックアムール7月特大号	サン出版	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五八五	15の愛情物語 8月号増刊	メディアアクセス	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五八六	ビーボーイゴールド 8月号	リブレ出版	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五八七	家庭サスペンス 8月号	黒田出版興文社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五八八	コミックジュネ 8月号	ジュネット	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五八九	月刊裏モノJAPANS 月号	鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五九〇	恋愛楽園ビュア8月号	徳間書店	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五九一	恋愛熱情 7月号	一水社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第三百三十三号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行

を青少年に有害な興行として指定し、平成二十一年七月十七日から施行する。
 平成二十一年七月十七日

秋田県知事 佐竹 敬久

映画

指定番号	題 名	配 給 元	指定理由
六六六〇	アラフォー離婚妻 くわえて失神	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六六一	未亡人家政婦 中出しの四十路	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六六二	異常交尾 よろめく色情臭	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第三百三十四号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、次のとおり平成二十一年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条第二項の規定に基づき、公示する。
 平成二十一年七月十七日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 試験の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十一年十一月十三日(金) 午前九時
- (二) 場所 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田技術専門校職業訓練センター

二 実施免許職種

- (一) 学科試験を実施する免許職種
 - 機械科
 - 建築科

<p>機械科</p>	<p>一 指導方法 (一) 職業訓練原理 (二) 教科指導法 (三) 訓練生の心理 (四) 生活指導 (五) 職業訓練関係法規</p> <p>二 関連学科 (一) 系基礎学科 (1) 機械工学(機械要素 機構と運動) (2) 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) (3) 工作法(NC工作法 機械工作法 シグ 工具) (4) 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) (5) 安全衛生(安全管理 衛生管理)</p> <p>(二) 専攻学科 (1) 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) (2) 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)</p>	<p>建築科</p> <p>一 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。</p> <p>二 関連学科 (一) 系基礎学科 (1) 建築工学(構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規) (2) 安全衛生(安全管理 衛生管理)</p> <p>(二) 専攻学科 (1) 建築設計(建築設計 設備設計 建築計画) (2) 施工法(建築施工法 建築工事 規)</p>
------------	---	--

三
 試験科目
 (一) 学科試験を実施する免許職種の試験科目
 (二) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種
 (一)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第十一に規定する免許職種

<p>(3) 術 木材工作法 仕様及び積算 材料(建築用材料)</p>	<p>(二) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種の試験科目 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規 受験資格</p>	<p>資格</p>	<p>必要とする実務経験年数</p>	<p>不要</p>	<p>一年以上</p>	<p>一年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>五年以上</p>	<p>学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>
--	--	-----------	--------------------	-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---

<p>卒業した者</p>	<p>厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとおり免許職種に関する学科を修めて卒業した者 (一) 専修学校の専門課程において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者 (二) 専修学校の専門課程において修業年限が二年以上の免許職種に関する学科を修めた者 (三) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者 (四) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が二年の免許職種に関する学科を修めた者</p>	<p>一年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者</p>
--------------	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--

航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十四年通商産業省令第五十二号)による改正前の航空機製造事業法施行規則(昭和二十九年通商産業省令第五十二号)による電気機器国家試験の合格証を有する者	不要	技術者の免状を有する者
エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和五十九年通商産業省令第十五号)第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	不要	
電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技術士若しくは第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	不要	
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十八年通商産業省令第七十一号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	不要	
自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士、二級二輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	不要	
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	不要	
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)に	不要	

建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	不要	よる一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	不要	
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	不要	
ボイラー及び压力容器安全規則による特級ボイラー技術士又は一級ボイラー技術士の免許を有する者	不要	
電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	不要	
医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師の免許を有する者	不要	
公認会計士法(昭和二十三年法律第三百三十三号)による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による税理士試験に合格したことを	不要	

証する書面を有する者及び商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号)に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	不要	
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	不要	
情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五十九号)の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成六年通商産業省令第一号)による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	不要	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	不要	
この表に掲げる者のほか、職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格(昭和四十五年四月一日労働省告示第十七号及び昭和六十三年四月八日労働省告示第三十八号)に定める者		
次のいずれかに該当する者は、受験できない。 (一) 成年被後見人又は被保佐人 (二) 禁こ以上の刑に処せられた者 (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者		
実技試験及び学科試験の免除 実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることのできる者は次のとおりとする。		
免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
進法による技能検定一級又は単一部及び学科試験	実技試験の全	

実施職種	等級に合格した者 (ただし、電子回路接続及びバル コニー施工は除く。)	免許職種に關し、二級の技能検定 に合格した者	他の免許職種の職業訓練指導員免 許を受けた者	免許職種に關し、職業訓練指導員 試験において実技試験に合格した 者	免許職種に關し、職業訓練指導員 試験において学科試験のうち関連 学科の系基礎学科又は専攻学科 (フオークリフト科、建築物衛生 管理科及び福祉工学科に係る職業 訓練指導員試験にあつては、学科 試験のうち関連学科)に合格した 者	職業訓練指導員試験において学科 試験のうち指導方法に合格した者	免許職種に關し、職業訓練指導員 試験において学科試験のうち関連 学科の系基礎学科又は専攻学科 (フオークリフト科、建築物衛生 管理科及び福祉工学科に係る職業 訓練指導員試験にあつては、学科 試験のうち関連学科)に合格した 者	職業訓練指導員試験において学科 試験のうち指導方法に合格した者	免許職種に關し、職業訓練指導員 試験において学科試験のうち関連 学科の系基礎学科又は専攻学科 (フオークリフト科、建築物衛生 管理科及び福祉工学科に係る職業 訓練指導員試験にあつては、学科 試験のうち関連学科)に合格した 者
試験のうち関連 学科	試験のうち関連 学科	実技試験の全 部	学科試験のう ち指導方法 及び関連学科 の系基礎学科 (当該免許職 種に係る職業 訓練指導員試 験に係る系基 礎学科と同一 の系基礎学科 に限る。)	実技試験の全 部	学科試験のう ち指導方法 及び関連学科 の系基礎学科 (当該免許職 種に係る職業 訓練指導員試 験に係る系基 礎学科と同一 の系基礎学科 に限る。)	学科試験のう ち指導方法 及び関連学科 の系基礎学科 (当該免許職 種に係る職業 訓練指導員試 験に係る系基 礎学科と同一 の系基礎学科 に限る。)	学科試験のう ち指導方法 及び関連学科 の系基礎学科 (当該免許職 種に係る職業 訓練指導員試 験に係る系基 礎学科と同一 の系基礎学科 に限る。)	学科試験のう ち指導方法 及び関連学科 の系基礎学科 (当該免許職 種に係る職業 訓練指導員試 験に係る系基 礎学科と同一 の系基礎学科 に限る。)	学科試験のう ち指導方法 及び関連学科 の系基礎学科 (当該免許職 種に係る職業 訓練指導員試 験に係る系基 礎学科と同一 の系基礎学科 に限る。)

に合格した者	の系基礎学科 (当該職業訓 練指導員試験 に係る系基礎 学科と同一の 系基礎学科に 限る。)	免許職種に關し、応用課程の高度 学科試験のう ち関連学科	免許職種に關し、専門課程の高度 学科試験のう ち関連学科	職業訓練を修了した者	免許職種に關し、専門課程の高度 学科試験のう ち関連学科	職業訓練を修了した者	免許職種に關し、専門課程の高度 学科試験のう ち関連学科	職業能力開発促進法施行規則別表 第十一の三の免許職種の欄に掲げ る免許職種について同表の試験の ける試験 免除を受けることができる者の欄 に掲げる者	職業能力開発促進法施行規則別表 第十一の三の免許職種の欄に掲げ る免許職種について同表の試験の ける試験 免除を受けることができる者の欄 に掲げる者
に合格した者	の系基礎学科 (当該職業訓 練指導員試験 に係る系基礎 学科と同一の 系基礎学科に 限る。)	免許職種に關し、応用課程の高度 学科試験のう ち関連学科	免許職種に關し、専門課程の高度 学科試験のう ち関連学科	職業訓練を修了した者	免許職種に關し、専門課程の高度 学科試験のう ち関連学科	職業訓練を修了した者	免許職種に關し、専門課程の高度 学科試験のう ち関連学科	職業能力開発促進法施行規則別表 第十一の三の免許職種の欄に掲げ る免許職種について同表の試験の ける試験 免除を受けることができる者の欄 に掲げる者	職業能力開発促進法施行規則別表 第十一の三の免許職種の欄に掲げ る免許職種について同表の試験の ける試験 免除を受けることができる者の欄 に掲げる者

郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。
郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。	郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。

- 一 学科試験 三千百円
- 二 納付方法
 - (一) 受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
 - (二) ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。
- 三 合否判定の基準
 - (一) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合は合格とする。

- 四 指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。は、指導方法に限り合格とする。
- 五 系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。は、当該学科に限り合格とする。
- 六 その他
 - (一) 試験結果の発表
 - 平成二十一年十二月十日付け書面を発送し、受験者に通知する。

(二) 試験についての問い合わせ先
 産業経済労働部雇用労働政策課
 (電話〇一八―八六〇―二三二二)

秋田県告示第三百三十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成二十一年七月十七日
 秋田県知事 佐 竹 敬 久

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		A	B		
県 道	新	旧	屋布沖田面線	A	B	北秋田郡上小阿仁村五反沢字上ノ山下タ一六五番一地先から二二番一地先まで	北秋田郡上小阿仁村五反沢字上ノ山下タ一六五番一地先から二二番一地先まで
				五・〇〇〇―一・一・五〇	三・〇〇〇―一・一・〇〇		
県 道	新	旧	屋布沖田面線	A	B	北秋田郡上小阿仁村五反沢字上ノ山下タ一六五番一地先から二二番一地先まで	北秋田郡上小阿仁村五反沢字上ノ山下タ一六五番一地先から二二番一地先まで
				五・〇〇〇―一・一・五〇	三・〇〇〇―一・一・〇〇		

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
 - (二) 期間 平成二十一年七月十七日から同月三十一日まで

秋田県告示第三百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成二十一年一月二十二日付け指令由建二二二六六一で許可した開発行為(第二工区)に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

- 一 平成二十一年七月十七日
 - 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 大仙市川目字町東三十三番地 株式会社 タカヤナギ
 - 代表取締役 高 柳 恭 侖
- 三 開発区域(第二工区)に含まれる地域の名称
 - 由利本荘市堤脇十一番、十五番、二十番、二十一番、二十二番

公 告

秋田県新財務会計システム構築に係る企画提案書の提出を求め、次のとおり公告する。
 平成二十一年七月十七日
 秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 企画提案書の提出を求める事項
 - (一) 名称 秋田県新財務会計システム構築業務
 - (二) 目的及び概要 別に定める企画提案競技実施要領等による
 - (三) 履行場所 秋田県秋田市山王三丁目一番一号
 - (四) 秋田県学術国際部情報企画課
 - (五) 履行期限

平成二十三年十二月三十一日
 二 企画提案書を提出する者に必要な資格
 企画提案書を提出しようとする者は、単独企業による場合は(一)に、共同企業体による場合は(二)に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (一) 単独企業の場合
 - (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
 - (3) 都道府県において、同種業務の開発した実績を有するものであること。但し、共同企業体の構成員としての実績は、共同企業体の代表者としての実績のものに限る。
 - (4) 本業務を遂行するために必要な実施体制(同種、同規模程度のシステム構築の責任者として五年以上の業務経験を

有するプロジェクト責任者の配置等)を講じることができ
る者であること。

(5) 本企画提案競技に共同企業体の構成員として参加してい
ないこと。

(二) 共同企業体の場合

(1) 共同企業体の結成は自主結成とし、次の事項を定めた協
定書を締結していること。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 事務所の所在地
- エ 成立の時間及び解散の時間
- オ 構成員の住所及び名称
- カ 代表者の名称
- キ 代表者の権限
- ク 構成員の出資の割合
- ケ 運営委員会
- コ 取引金融機関
- サ 決算
- シ 利益金の配当の割合
- ス 欠損金の負担の割合
- セ 権利義務の譲渡の制限
- ソ 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- タ 構成員の除名
- チ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措
置
- ツ 代表者の変更
- テ 解散後のかし担保責任
- ト 協定書に定めのない事項
- (2) 構成員の全てが(一)(1)及び(2)に該当しないこと。
- (3) 共同企業体の代表者が(一)(3)及び(4)に掲げる要件を満たし
ていること。
- (4) 共同企業体を構成するいずれの者も、本企画提案競技に
単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこ
と。

三 参加資格の確認の手續

(一) 参加資格の確認の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次により秋田県知事
に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加資格確認申請書

イ 会社概要等整理表

ウ 受注実績整理表

エ 従事技術者証明書

オ 共同企業体による参加の場合は、その事実を証明する
協定書

(2) 提出方法
持参すること。

(3) 提出期間
平成二十一年七月十七日から同年八月五日(水)まで
(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和
二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」とい
う。)を除く。)の午前九時から午後五時までと
する。

(4) 提出場所
郵便番号〇一〇一八五七二 秋田県秋田市山王三丁目一
番一号
秋田県学術国際部 情報企画課 IT改革・開発班
電話〇一八八六〇一四二〇七

(二) 参加資格の確認結果
参加資格の確認結果は、平成二十一年八月七日(金)まで
に電子メールにより申請者に通知する。

四 企画提案書等の提出手續

(一) 提出書類

- (1) 企画提案書
- (2) 企画提案書概要版
- (3) 見積書
- (4) 機能要件確認表

(二) 提出方法
持参すること。

(三) 提出期間
参加資格の確認通知のあった日から平成二十一年八月二十
八日(金)まで(休日を除く。)の午前九時から午後五時ま
でとする。

四 提出場所
三(一)(4)に同じ。

五 契約候補者の選定等

(一) 選定に関し審査する事項
企画提案書等を提出した者のうち最も優れた提案を行った
と認められるものを選定する際に審査する事項は、別に定め
る企画提案依頼書評価項目一覧に定めた事項とする。

(二) 選定方法

企画提案書及び面接により審査を行い、最も優れた提案を
行った提案者を契約候補者として選定する。

(二) 選定期間
選定は、平成二十一年九月上旬を目処に行う。

(四) 選定結果の通知
選定結果については、書面により速やかに通知する。

(五) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明
を求めることができる。この場合において、説明を求め
ようとする者は、(四)による通知を受けた日から七日以内に
説明を求めめる旨を記載した書面を三(一)(4)の場所に提出しな
ければならない。

(2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があつ
た日から七日以内に書面により回答する。

六 提案依頼書等の交付期間及び交付場所

(一) 交付期間
平成二十一年七月十七日(金)から同年八月五日(水)ま
で(休日を除く。)の午前九時から午後五時まで。

(二) 交付場所
三(一)(4)に同じ。

七 その他

(一) この公告に係る手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の
負担とする。

(四) 契約候補者の選定に際して、提案者に対して企画提案書の
内容について説明を求めることがある。

(五) 問い合わせ先
秋田県学術国際部 情報企画課 IT改革・開発班
電話〇一八八六〇一四二〇七

八 概要
Summary
(1) Subject matter
Proposals for the Financial Accounting System
construction
(2) Deadline for the submission of proposals 5:00
p.m. 28 August, 2009
(3) Contact information
Information Planning Division, Akita Prefecture
Department of Academic and International

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄